

番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
101	厚生労働省	理容師及び美容師による避難所又は仮設住宅における訪問理容・訪問美容	避難所又は仮設住宅で生活する被災者であって被災により理容所又は美容所に来ることができない者に対し、被災した理容師又は美容師が、避難所又は仮設住宅を訪問して理容又は美容を行うことを認める。	通知 平成23年4月22日 平成25年3月12日 平成27年4月20日	平成23年4月22日付健衛0422第1号 平成23年(2011年)東日本大震災の発生により被災した理容師及び美容師による避難所又は仮設住宅における訪問理容・訪問美容について 平成25年3月12日付健衛0312第1号 平成23年(2011年)東日本大震災の発生により被災した理容師及び美容師による避難所又は仮設住宅における訪問理容・訪問美容について 平成27年4月20日付健衛0420第1号 平成23年(2011年)東日本大震災の発生により被災した理容師及び美容師による避難所又は仮設住宅における訪問理容・訪問美容について	101
102	厚生労働省	災害等により予防接種を受けられない者に対する特別措置	東日本大震災の発生に伴い、定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者等について、予防接種法に基づく定期の予防接種が受けられるよう特別措置を設ける。 【平成23年8月をもって措置終了】	事務連絡 政令 平成23年4月25日 (事務連絡) 平成23年5月20日 (政令)	(事務連絡) 平成23年4月25日付災害等により予防接種を受けられない者に対する特別措置について (政令) 予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第144号)	102
103	厚生労働省	応急仮設住宅のグループホームに係る共同生活住居への活用について	応急仮設住居をグループホーム等の共同生活住居として活用する場合に、人員、設備及び運営に関する基準の柔軟な取扱いを可能とするもの。	事務連絡 平成23年4月27日	平成23年4月27日付応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について	103
104	厚生労働省	社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することの特例	社会福祉法人が、介護報酬を寄付金(義援金)として支出することを可能とするもの。	事務連絡 平成23年4月28日	平成23年4月28日付東日本大震災に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について	104
105	厚生労働省	労働保険料の免除の特例	災害地域における事業所において、労働者に対する賞金の支払に著しい支障が生じている等の場合、労働保険料及び一般拠出金の免除ができることとする。	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第81条、第84条	105
106	厚生労働省	標準報酬月額の変動の特例(健康保険及び船員保険)	災害地域における事業所の健康保険及び船員保険の標準報酬月額について、賞金に著しい変動が生じた月からの改定ができることとする。この場合の傷病手当金・出産手当金について、改定前の標準報酬月額に基づいた給付を行えることとする。【平成24年2月をもって措置終了】	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第49条、第59条	106~108
107	厚生労働省	入院時食事療養費等の額の特例	健康保険等の保険者は、一部負担金の免除を行った者について、入院時の食費・光熱水費等に係る自己負担額を免除する。【平成24年2月29日をもって措置終了】	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第50~56、61~65、67~71、73~77条	106~108
108	厚生労働省	健康保険及び船員保険の保険料の免除の特例	健康保険等の保険者は、災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賞金の支払に著しい支障が生じている場合、健康保険及び船員保険の保険料を免除することができることとする。【平成24年2月をもって措置終了】	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第57条、第66条	106~108
109	厚生労働省	介護保険被保険者の食費・居住費等の特例	利用者負担額の免除された被災介護保険被保険者、介護保険施設等の食費・居住費を減免する。 【平成24年2月29日をもって措置終了】	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第90条~第92条	109
110	厚生労働省	障害者支援施設等の入所者の食費・居住費の特例	障害者自立支援法に規定する障害者支援施設等、児童福祉法に基づく知的障害児施設等の入所者に係る食費・居住費を減免する。【平成24年2月29日をもって措置終了】	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第86条、第88条	110(110の01、110の02)
111	厚生労働省	標準報酬月額の変動の特例(厚生年金保険)	災害地域における事業所の厚生年金保険の標準報酬月額について、賞金に著しい変動が生じた月からの改定ができることとする。【平成24年2月をもって措置終了】	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第94条	111~116の01、111~116の02
112	厚生労働省	厚生年金保険料の免除の特例	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賞金の支払に著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができることとする。【平成24年2月をもって措置終了】	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第95条	111~116の01、111~116の02

番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
113	厚生労働省	厚生年金基金の標準給与の改定の方法の特例	厚生年金基金は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における厚生年金保険の標準報酬月額の特例により厚生年金保険の標準報酬月額を改定された厚生年金保険の被保険者が基金の加入員である場合は、当該加入員の標準給与の月額を改定できることとする。	政令 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第11条第1項	111~116の01、 113
114	厚生労働省	厚生年金基金の掛金等の免除の特例	厚生年金基金は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、その掛金又は徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとする。	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第95条第3項	111~116の01、 111~116の02
115	厚生労働省	遺族基礎年金等の支給事由の特例	東日本大震災によって行方不明となった者について、遺族基礎年金など死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するための措置を講ずる。 ※労働者災害補償保険法、船員保険法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく死亡を支給事由とする給付等についても同様の措置を講ずる。	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第60、79、80、83、93、97、99、100、101条	111~116の01、 111~116の02
116	厚生労働省	高齢基礎年金等の裁定請求の特例	「特別支給の老齢厚生年金」の受給者であって被災区域に居住する者が、平成23年3月1日から同年6月30日までの間に65歳に達する場合には、65歳に達した日に、老齢基礎年金・老齢厚生年金の裁定請求を行ったものとして、引き続き年金を支給することとするもの。 【平成23年6月30日をもって措置終了】	法律 告示 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第96条、第98条平成23年5月2日付け東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する(厚生労働省告示第154号)	111~116の01、 111~116の02、 116
117	厚生労働省	子ども手当(児童手当)の拠出金の免除の特例	災害地域における、子ども手当法により適用される場合の児童手当の事業主拠出金を免除することができることとする。【平成24年2月をもって措置終了】	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第102条	117(117の01~ 117の04)
118	厚生労働省	災害援護資金貸付の特例	災害援護資金の貸付けについて、その償還期間と据置期間の3年間延長、据置期間経過後の利率の引下げ(年3%→保証人あり:無利子、保証人なし:年1.5%)、及び、償還免除の拡大をすることとする。	法律 平成23年5月2日	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第103条	118
119	厚生労働省	要介護認定有効期間及び必要支援認定有効期間の特例	被災地において、市町村の判断で要介護認定の有効期間を最大1年間延長することを可能とする。	省令 平成23年5月27日 平成24年3月29日 (期間延長) 平成24年9月28日 平成25年3月28日 平成25年9月30日 平成26年3月31日 平成26年9月30日 平成27年3月31日	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び必要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について(平成23年老発0527第3号) 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び必要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について(平成24年老発0329第11号)	119(119の01~ 119の03)
120	厚生労働省	被災に伴う医療法等の取扱い	東日本大震災の被災地の復興等への対応のため、被災地に医師が赴く場合等において医療法等を弾力的に運用(事後的な対応を可とする、例外を容認する等)して差し支えないこととする。	通知 平成23年5月30日	平成23年5月30日付政総発0530第2号東日本大震災に伴う医療法等の取扱いについて	120
121	厚生労働省	平成23年夏季における節電対策のための労働基準法第32条の4の変形労働時間制に関する労使協定の変更および解約	労働基準法第32条の4の変形労働時間制に関する労使協定について、平成23年夏季の節電対策のための期間途中での変更や解約を、一定の要件のもと可能とする。【平成23年夏季の節電対策期間の終了に伴い措置終了】	通知 平成23年5月31日	平成23年5月31日付基発0531第5号平成23年夏季における節電対策のための労働基準法第32条の4の変形労働時間制に関する労使協定の変更及び解約について	121
122	厚生労働省	原発事故に伴う「特定避難勧奨地点」からの避難者に対する特例措置について	原子力災害現地対策本部の長が特定した「特定避難勧奨地点」に居住しているため、避難を行っている者についても、介護保険関係の特例措置を適用するもの。	通知 平成23年6月27日 (元通知:平成23年6月27日)	「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」の一部改正について(老介発0627第1号) (元通知:「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」老介0516第1号)	122
123	厚生労働省	特定疾患治療研究事業の成23年度における受給者証の更新手続きの取扱いについて	被災三県(岩手県、宮城県及び福島県)に限り、有効期限が23年9月末の特定疾患治療受給者証の交付を受けている患者で、更新申請が困難であると認められる場合には、有効期間経過後の更新申請を認めるもの。	通知 平成23年7月29日	平成23年7月29日付健発0729第1号東日本大震災の発生等に伴う特定疾患治療研究事業の平成23年度における受給者証の更新手続きの取扱いについて	123
124	厚生労働省	食品中の放射性物質の新基準値	より一層、食品の安全と安心を確保するため、暫定規制値に代わる新基準値を施行。	省令 告示 平成24年3月15日	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成24年3月15日厚生労働省令第31号)乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件(平成24年3月15日厚生労働省告示第129号)食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成24年3月15日厚生労働省告示第130号)	124(124の01~ 124の03)

番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.	
125	農林水産省	海外からの災害救助犬についての弾力的な検査ルール の周知	災害救助犬の速やかな検査一週間を実施するために、災害救助犬の弾力的な検査ルールに関する情報を改めて周知。	事務連絡 平成23年3月11日	海外からの災害救助犬の速やかな通関	125の01、125の02	
126	農林水産省	震災地域におけるJAS法の運用	震災地域で販売される飲食物品の表示について、当分の間、JAS法に基づく行政措置の対象としない。(当措置は平成23年7月31日をもって廃止。ただし、軽微な違いであって、本来表示すべき内容を商品選択の際に消費者が知るができるようにしている食品で、同年10月31日まで製造又は輸入されるものは除く。)	通知 平成23年3月14日 平成23年7月15日	平成23年3月14日付22消安第9810号「東北地方太平洋沖地震を受けたJAS法の運用について」 平成23年7月15日付消費表第311号・23消安第2198号「東日本大震災に伴うJAS法の運用に係る通知の取扱いについて」	126	
127	農林水産省	被災漁業者に係る漁業経営セーフティネット構築事業の加入の特例	【平成23年度】全国の漁業者・養殖業者の新規加入申込期限を平成23年3月31日から平成23年5月31日に延長するとともに、被災者については、23年度内の随時加入を可能とする。 【平成24年度】被災漁業者については、24年度内の新規加入を随時可能とする。	通知 平成23年3月14日 平成24年4月1日 平成28年1月20日	・平成23年3月14日付け22水漁第2192号「漁業経営セーフティネット構築事業の運用について」の一部改正について等 ・平成24年4月1日付け23水漁第2191号「漁業経営セーフティネット構築事業の運用について」の一部改正について等 ・平成28年1月20日付け27水漁第1466号	127 (127の01、1027の02)	
128	農林水産省	獣医師免許申請手続	免許申請に必要な関係書類のうち戸籍謄本等の書類が直ちに入手できない場合には、申請時に戸籍謄本を提出することを約束する申立書等の提出を認める。 (対象となる者全員の書類等の提出が確認されたことから、平成23年4月末に手続きの特例措置を終了。)	事務連絡 平成23年3月15日	東北地方太平洋沖地震により獣医師免許申請手続に必要な書類が入手できない方への対応について	128	
129	農林水産省	災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知	地方公共団体による応急仮設住宅の建設、電気やガス供給等の公益的業務に係る施設の設置及び復旧等を行う場合は、農業振興地域制度及び農地転用許可制度上、国又は都道府県知事の許可を要しないこととされており、この取扱いについて関係機関に対し改めて周知。	通知 平成23年3月23日	平成23年3月23日付22農振第2137号「東北地方太平洋沖地震に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について」	129	
130	農林水産省	資源管理・漁業所得補償対策の取扱い	資源管理・漁業所得補償対策(漁業共済・積立ぶらす)への加入を申請する時点で県による資源管理計画の確認又は県知事による漁場改善計画の認定を受けていない場合であっても、一定期間内に当該計画の確認等が行われることを条件に加入を認める。【措置終了】	通知 平成23年3月29日	平成23年3月29日付け22水漁第2325号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う漁業収入安定対策事業の特例について」	130	
131	農林水産省	系統金融検査マニュアル・監督指針の特例措置等	系統金融検査マニュアルについて、震災により連絡が一時的に取れないこと等から、系統金融機関が実態把握を行うことが一時的に困難となっている債務者を対象とした特例措置。 また、震災の影響により、直ちに経営再建計画を策定することが困難な債務者に対し、経営再建計画の策定猶予期間の再延長等を可とする監督指針の特例措置。	通知 平成23年3月31日	①平成23年3月31日付け22組検第694号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての系統金融検査マニュアルの特例措置及び運用の明確化について」 ②平成23年3月31日付け金監第802号・22経営第7353号「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について ③平成23年3月31日付け金監第802号・22水漁第2469号「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正について ④平成23年4月1日付け23経営第17号「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について ⑤平成23年4月1日付け23水漁第28号「漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について	131 (131の01～131の04)	
132	農林水産省	農業災害補償制度における対応	災害救助法が適用された市町村を区域に含む農業共済組合等を対象として、家畜、園芸施設共済事業について農業共済掛金の払込期限等を原則平成23年6月30日まで延長することができる特例を導入。	通知 平成23年3月31日	平成23年3月31日付け22経営第7389号「東北地方太平洋沖地震等の被害に伴う農業共済の対応について」	132	
133	農林水産省	災害復旧事業に係る計画概要書の提出期限の延長	農地、農業用施設等の災害復旧事業の実施に当たり、都道府県が作成する計画概要書の提出期限を「災害発生後60日」から「災害による被害状況の把握が可能となった日から60日」に延長する特例措置。	省令 平成23年4月1日	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成23年農林水産省令第16号)	133	
134	農林水産省	農業災害補償制度における対応	災害救助法が適用された市町村を区域に含む農業共済組合等を対象として、果樹共済(収穫共済)及び畑作物共済について、農業共済掛金の払込期限を原則平成23年6月30日まで延長することができる特例を導入。	省令 平成23年4月11日	「東日本大震災に対処するための収穫共済及び畑作物共済の共済掛金の支払の期限の特例に関する省令」(平成23年農林水産省令第25号)	134	
135	農林水産省	畜産経営安定対策の要件緩和一特例措置	1 肉用子牛生産者補給金制度 ①飼養開始月齢の要件を緩和(2か月齢未満→5か月齢未満) ②生産者負担金の納付期限を3か月間延長(平成24年3月12日をもって措置終了) 2 肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン) ①り災証明書の発行を受けた生産者については、平成23年3月1日から6月30日までの間に納付期限が到来する負担金を免除 ②平成23年3月1日から6月30日までの間に導入された牛の登録申込月齢の要件を緩和(14か月齢未満→17か月齢未満) ③平成23年3月1日から6月30日までの間に納付期限が到来する生産者負担金の納付期限を2か月間延長(3 養豚経営安定対策り災証明書の発行を受けた生産者の負担金(平成23年1月から3月までの四半期分)を免除	1 ①告示 ②通知 2と3通知	1 ①②平成23年4月19日 2と3平成23年4月13日	1 ①肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第4項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件(平成23年農林水産省告示第812号) ②平成23年4月19日付け23生畜第69号「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」の一部改正について 2と3 平成23年4月13日付け23生畜第66号「東日本大震災の影響に伴う畜産業振興事業の実施に係る要請について」	135 (135の01～135の03)
136	農林水産省	農地・水保全管理支払交付金に係る取扱い	1. 報告期限の延長 実施状況等の報告期限について、現行の5月末日を、原則として7月末日まで延長。 2. 報告書類の簡素化及び交付金の滞り返還の免除 ①実施状況報告に添付する書類(写真等)が滅失している場合、これらの添付を不要とするなど報告書類を簡素化。 ②平成23年度以降の活動継続が困難な活動組織に対し、平成22年度以前の共同活動支援交付金等の滞り返還を免除。 3. 被災した活動組織に対する活動要件等の特例措置 被災した活動組織について、計画している基礎部分の活動と農地・水向上活動を全て行わなくとも、復旧に向けた農地・水の保全活動に取り組むことにより、活動要件を満たすこととみなす。	通知 平成23年4月19日	平成23年4月19日付け23農振第183号「東日本大震災等に伴う農地・水保全管理支払交付金に係る取扱いについて」 平成23年4月19日付け23農振第185号「東日本大震災等に伴う農地・水保全管理支払交付金に係る取扱いについて」	136 (136の01、136の02)	

番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
137	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金及び中山間地域等直接支払推進交付金に係る取扱い	被災した協定農用地について、遡及返還の免除、復旧計画を提出した場合の交付継続等の取扱いの周知徹底及び被災市町村の報告期限の延長措置(平成23年4月末～平成23年6月末)等を講じる。	通知 平成23年4月19日	平成23年4月19日付け23農振第169号「東日本大震災等に伴う中山間地域等直接支払交付金及び中山間地域等直接支払推進交付金に係る取扱いについて」 平成23年4月19日付け23農振第187号「東日本大震災等に伴う中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害に係る取扱いについて」	137 (137の01、137の02)
138	農林水産省	農業者戸別所得補償制度の申請期限の延長	農業者戸別所得補償制度の加入申請について、平成23年8月31日まで延長。	通知 平成23年4月22日	平成23年4月22日付け23生産第553号23経営第187号「東日本大震災等に伴う農業者戸別所得補償制度の申請期限等の延長について」	138
139	農林水産省	農地・水・環境保全向上対策のうち平成22年度の営農活動支援交付金に係る取扱い	1. 報告期限の延長 平成22年度に係る実施状況等の報告期限について、平成23年5月31日を、原則として平成23年7月31日まで延長。 2. 報告内容の簡素化及び交付金の返還の免除 ①関係書類が滅失している場合、当該書類に係る項目の記入を不要とするなど実施状況報告を簡素化。 ②共同活動支援交付金の返還の免責事由に該当する活動組織は、営農活動支援交付金の返還についても免除。	通知 平成23年4月28日	①平成23年4月28日付け23生産第702号「東日本大震災等に伴う営農活動支援交付金に係る取扱いについて」 ②平成23年4月28日付け23生産第703号23農振第343号「東日本大震災等に伴う営農活動支援交付金に係る取扱いについて」	139 (139の01、139の02)
140	農林水産省	環境保全型農業直接支援対策の申請期限等の延長	申請期限等の延長 ①環境保全型農業直接支援対策のうち環境保全型農業直接支払交付金の申請について、平成23年8月31日まで延長。 ②環境保全型農業直接支援対策のうち先進的営農活動支援交付金の事業計画書の提出について、平成23年7月31日まで延長。また採択申請書等の提出について、平成23年8月31日まで延長。	通知 平成23年4月28日 平成23年6月24日	①平成23年4月28日付け23生産第800号「東日本大震災等に伴う環境保全型農業直接支援対策の申請期限等の延長等について」 ②平成23年6月24日付け3生産第2369号「環境保全型農業直接支援対策の申請期限等の延長について」	140 (104の01、140の02)
141	農林水産省	普及指導員資格試験受験希望者の願書提出等に関する特例	岩手県、宮城県又は福島県の在任者又は在勤者に対して以下の措置を講ずる。 ① 受験願書締切日(平成23年6月10日)までに受験の意向を連絡してきた場合に、受験願書締切日を平成23年6月30日まで延長。 ②平成23年限りとしている改良普及員資格試験合格者等への筆記試験の一部免除措置を平成24年まで延長	省令に基づいた官庁報告(官報) 平成23年5月6日	平成23年普及指導員資格試験(公告)	141
142	農林水産省	平成23年産の収入減少影響緩和交付金に係る積立金の積立ての申出及び積立金の納付期限の特例措置	平成23年産の収入減少影響緩和交付金について、下記を対象に、積立金の積立ての申出期限を平成23年6月30日から同年7月31日まで、積立金の納付期限を平成23年7月31日から同年8月31日まで延長する。 (対象者) 青森県(八戸市及び上北郡おいらせ町)、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県(十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町)及び長野県(下水内郡栄村)の区域内に住所を有している者	省令 平成23年6月24日	「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成23年農林水産省令第39号)	142
143	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて	原発事故に伴う警戒区域等の設定等により、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難となる場合、交付金の遡及返還を免除する等の措置を講じる。	通知 平成23年6月24日 平成24年6月8日	①平成23年6月24日付け23農振第955号「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故に伴う警戒区域等の設定等に係る中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて」 ②平成24年6月8日付け24農振第683号「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故に伴う警戒区域等の設定等に係る中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて」の一部改正について	143 (1043の01、143の02)
144	農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付対象事業における実施期間の取扱い	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用して実施する事業が、被災等により事業継続や事業再開に向けた調整一検討に一定期間を要する場合には、本交付金の実施要領に規定する実施期間から当該調整一検討に要した期間を除外する措置を周知。	事務連絡 平成23年11月22日	東日本大震災に伴う農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付対象事業における実施期間の取扱いについて	144
145	経済産業省	内燃力発電設備の工事計画に係る工事開始制限期間の短縮	現行電気事業法令では、内燃力発電設備の設置者は、大気汚染防止の観点による工事計画等の事前届出が必要となる。通常、内燃力発電設備の設置者は、当該届出の受理日から30日間は工事を開始できないが、電気事業法第48条第3項により、同法第47条第3項に掲げる事項(技術基準に適合しないものではないこと等)に適合していると認められた場合は、当該工事開始制限期間を短縮できる。本運用を実施し、内燃力発電設備の設置者の要望に応じ、同工事開始制限期間の短縮をする措置を行った。	事務連絡 平成23年3月12日	「内燃力発電設備の工事計画に係る工事開始制限期間の短縮」について	145 (ただし届いた文書は、同通知の原文ではない。平成28年2月17日付「160217議員提出資料(内燃力発電設備の工事計画に係る工事開始制限期間の短縮)」)
146	経済産業省	輸出入貿易管理令及び輸入貿易管理令上の特例措置	災害により許可証等を紛失した者に対し、当該許可証等の写し、申請書類等の写しがない場合についても、再発行申請を受理する。また、許可証等の有効期限内に有効期限の延長申請ができなかった者については、申請日まで有効期間があるものとみなし、有効期限の延長申請を受理する。	事務連絡 平成23年3月16日	平成23年3月16日付東北地方太平洋沖地震に伴う輸出入手続の特例措置について	146
147	経済産業省	被災地における品質維持計画の特例措置	揮発油販売業者の揮発油分析義務にかかる軽減認定措置について、流通経路に変更があった場合、認定が失効する事となっていたが、特定非常災害の場合の変更は、例外として失効しない旨を定め、告示により対象地域および対象期間を公表した。(平成23年6月30日をもって告示に係る措置終了)	省令告示 平成23年3月22日(公布・施行)	・揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業省令第六号) ・揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十四条の五ただし書の規定に基づき区域及び期間を定める告示(経済産業省告示第四十五号)	147 (147の01～147の03)
148	経済産業省	東日本大震災を受けての化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の届出等に関する対応について	化審法上の確認を得ている事業者が被災等により平成24年度の操業の見通しが立っていないなどの支障を生じている場合の対応について、相談窓口を明確化し、可能な限り柔軟に対応する旨を周知。	運用 平成23年3月25日(最終改正：平成23年4月13日) 平成24年1月11日	平成24年1月11日付事務連絡東北地方太平洋沖地震を受けての化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の届出等に関する平成24年度の対応について	148の01、148の02

番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
149	経済産業省	被災地域における液化石油ガスを充てんする容器の表示の方法の特例	内規	平成23年3月25日	平成23年3月25日付け平成23-03-23原院第2号「東北地方太平洋沖地震被災地域における液化石油ガスを充てんする容器の表示の方法の特例について(内規)」	149
150	経済産業省	火力発電所に係る定期事業者検査時期の弾力化	事務連絡	平成23年3月29日	平成23年3月29日付け火力発電設備に係る電気事業法施行規則第94条の2第3項第2号の運用について(東北地方太平洋沖地震による被災下における定期事業者検査時期変更承認)	150
151	経済産業省	災害により特許出願等におけるオンライン手続が不可能な場合の緊急避難手続	事務連絡	平成23年4月11日	平成23年東日本大震災により影響を受けた手続期間の延長等について(第3報)	151
152	経済産業省	特定工場の復旧工事等に係る工場立地上の取扱い	事務連絡	平成23年4月18日	東日本大震災に伴う特定工場の復旧工事等に係る工場立地上の取扱いについて	152
153	経済産業省	災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてする火力発電設備の工事に係る工事計画届出の不要化	事務連絡	平成23年5月11日	火力発電設備に係る電気事業法施行規則第65条第1項第1号及び第2号(括弧書き)の運用について	153
154	経済産業省	非常用予備発電装置に係る弾力的運用の実施	事務連絡 事務連絡	平成23年5月13日 平成23年5月24日 平成24年1月11日	今夏の電力需給対策に供する既設及び新設の非常用予備発電装置に係る電気事業法上の取扱い及び保安管理の徹底について(通知) ピークカット用電源として非常用予備発電装置を使用する場合の電気事業法上の取扱い及び保安管理の徹底について(通知)	154(154の01～154の03)
155	経済産業省	被災したアルコール許可事業者に係る許可等の取扱いの特例	事務連絡	平成23年5月23日	東日本大震災により被災したアルコール許可事業者に係る許可等の取扱いの特例について	155
156	経済産業省	東日本大震災の影響を踏まえた省エネ法の対応について	事務連絡	平成23年5月30日(工場等関係) 平成23年6月1日(荷主関係)	東日本大震災の影響を踏まえた省エネ法(工場等関係)の対応について 東日本大震災の影響を踏まえた省エネ法(荷主関係)の対応について	156(156の01、156の02)
157	経済産業省・ 農林水産省	水産物輸入割当枠の拡大	公示	○さんま関係 平成23年5月9日 ○ポイル後塩蔵こ んぶ 関係 平成23年6月20日 平成24年5月25日	○さんま関係 平成23年5月9日付け輸入発表第5号「平成23年度「さんま」の追加輸入割 当てについて」 ○ポイル後塩蔵こ んぶ 関係 平成23年6月20日付け輸入発表第6号「平成23年度「ポイル後塩蔵こ んぶ」 の追加輸入割当てについて」 平成24年5月25日付け輸入発表第5号「平成24年度「ポイル後塩蔵こ んぶ」 の追加輸入割当てについて」	157(157の01～157の03)
158	経済産業省・ 国土交通省・ 環境省	被災した自動車の処理	事務連絡	平成23年3月28日	東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について	158
159	経済産業省・ 国土交通省・ 環境省	基準適合表示等が付されていない特定特殊自動車の使用に係る当面の扱い	事務連絡	平成23年3月31日	平成23年東北地方太平洋沖地震の災害復旧における基準適合表示等が付されていない特定特殊自動車の使用に係る当面の扱いについて	159
160	経済産業省・ 国土交通省・ 環境省	基準適合表示等が付されていない特定特殊自動車の使用に係る扱い	事務連絡	平成23年5月31日	東日本大震災の災害復旧における基準適合表示等が付されていない特定特殊自動車の使用に係る扱いについて →No.159を引いて、扱いを改めたもの。	160

番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
161	経済産業省-環境省	被災した家電リサイクル法対象品目の処理	家電リサイクル法対象品目について、被災した場合の処理方法を整理したもの	事務連絡 平成23年3月23日 平成23年5月	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加版） 東北地方太平洋沖地震の被害を受けた事業者におけるPRTR制度に基づく届出について【第2報】	161
162	経済産業省-環境省	被災したパソコンの処理	資源有効利用促進法の指定再資源化製品であるパソコンについて、被災した場合の処理方法を整理したもの	事務連絡 平成23年3月30日	被災したパソコンの処理について	162
163	経済産業省-環境省	東北地方太平洋沖地震の被害を受けた事業者におけるPRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)に基づく届出について	震災に伴う被害によるデータの紛失等により、化学物質の排出量・移動量等の把握等が困難な場合等について、排出量・移動量の算出方法や届出の義務等の法施行に関するお問い合わせを受け付ける旨を周知。	運用 平成23年3月31日	東北地方太平洋沖地震の被害を受けた事業者におけるPRTR制度に基づく届出について	163 (163の01、163の02)
164	経済産業省-環境省	移動用自家発電設備の臨時的な設置に係る公害防止組織整備法上の公害防止管理者選任要件の運用	平成23年夏期の電力需給対策の実施に当たり、臨時に移動用自家発電設備を設置する場合であって、公害防止管理者の選任ができない場合には、適用時期の限定等を条件に、公害防止管理者の選任要件となる排出ガス量の算出除外とすることができることとする。(平成23年夏期に限る措置のため終了。)	通知 平成23年6月10日	平成23年6月10日付け平成23-06-06産局第1号・環水大総発第110609001号「東日本大震災の影響により今夏の電力の供給が過小となるおそれのある工場に設置される移動用自家発電設備に係る特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の適用について」	164
165	国土交通省	水利使用許可制度及び河川敷地占用許可等制度の運用	一河川法の許可を受けた水利使用を適正に行うことができない状況が発生したことが水利使用の許可受者等を通じて確認できた場合等に、水利使用許可制度を迅速かつ柔軟に運用するよう指示。 ・ライフラインとなる占用物件が被害を受けた場合に迅速かつ柔軟に対応できるよう、河川敷地占用許可等制度を迅速かつ柔軟に運用するよう指示。	事務連絡 平成23年3月11日	・平成23年3月11日付事務連絡 「平成23年東北地方太平洋沖地震」により取水施設等が被害を受けた場合等の水利使用許可制度の運用について」 ・平成23年3月11日付事務連絡 「平成23年東北地方太平洋沖地震」によりライフラインとなる占用物件が被害を受けた場合の河川敷地占用許可等制度の運用について」	165 (165の01、165の02)
166	国土交通省	ライフラインとなる占用物件の災害復旧の取扱い	東北地方太平洋沖地震に伴うライフラインの災害復旧のための道路占用手続きの簡略化について措置。※東北地方太平洋沖地震で震度5強以上の地方公共団体へ参考送付済み	通知 平成23年3月11日	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴うライフラインとなる占用物件の災害復旧の取扱いについて	166
167	国土交通省	船舶の出入港に係る諸手続きの簡素化	船舶の出入港等の届出については、連絡手段を問わず受け付ける。	事務連絡 平成23年3月12日	平成23年3月12日付事務連絡	167
168	国土交通省	海技免状、船舶検査、雇入契約等の申請手続き等の取扱い	海技免状については、免許申請期間の実質的な延長、船舶検査等については、添付書類の省略、検査証書等の有効期間の延長等、雇入契約の成立等の届出については、事後的な手続きを可とする等の弾力的な措置を認める。(海技免状及び雇入契約の成立等の届出については平成24年7月1日をもって措置終了) 船舶検査等の特例の取扱いのうち、被災地からのがれき等の輸送については、期間を平成26年3月13日まで延長した。	事務連絡 ○海技免状関係 平成23年3月14日付事務連絡 平成24年3月29日付事務連絡 ○船舶検査関係 平成23年3月14日付事務連絡 平成23年3月17日付事務連絡 平成23年3月25日付事務連絡 平成24年3月9日付事務連絡 ○雇入契約関係 平成23年3月14日付事務連絡 平成24年3月27日付事務連絡	○海技免状関係 平成23年3月14日付事務連絡 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震災害対策に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法関連業務の取扱いについて 平成24年3月29日付事務連絡 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震災害対策に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法関連業務の取扱いについて(平成23年3月14日事務連絡)」の廃止について ○船舶検査関係 平成23年3月14日付事務連絡 東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて 平成23年3月17日付事務連絡 東北地方太平洋沖地震に伴う船舶登録測度の取扱いについて 平成23年3月25日付事務連絡 東北地方太平洋沖地震に伴う「がれき等」の運送について 平成24年3月9日付事務連絡 東日本大震災に伴う「がれき等」の運送について	168 (168の01～168の08)
169	国土交通省	福島原発沖における船舶の航行	福島原発沖の避難区域が沿海区域を越える状況となった場合、沿海区域を越えて航行することができない船舶も緊急避難的に沿海区域を越えて航行することを認める。【措置終了】	通知 平成23年3月15日	福島原発沖における船舶の航行について(平成23年11月17日付国海安第109号国海技第110号により廃止)	169 (169の01、169の02)
170	国土交通省	船員の在籍出向の特例	乗組船員を確保できない船舶所有者について、交替要員を在籍出向の形態で配乗させる場合等の特例を設ける。	通達 平成23年3月16日	平成23年3月16日付国海人第176号 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る船員の在籍出向の特例について	170
171	国土交通省	救援活動における航空機からの物件投下の届出等に関する法手続の弾力的な運用	救援活動に従事する航空機については、救援物資の投下の届出、空港以外の場所での離着陸及び最低安全高度以下の飛行の許可について、具体的な回数又は場所を特定しない包括的な法手続を可能とする。 (平成23年10月20日、一定規模以上の災害が発生したときにも、同様の手続きをとることが可能となるよう措置を一般化。)	通知 平成23年3月17日 通達 平成23年10月20日	平成23年3月17日付国空航第1366号 東北地方太平洋沖地震に係る救援活動における航空法第89条ただし書の届出等に関する処理要領について(平成23年10月20日付国空航第305号により廃止) 平成23年10月20日付国空航第305号 災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等の柔軟化について	171 (10月20日のみ。ただしタイトルに違いあり。発番番号と内容は一致。)
172	国土交通省	救援活動等に従事する航空機の耐空証明の有効期間満了時の取り扱い	救援活動等に使用される航空機に関して、航空機の耐空証明の有効期間が満了する場合であって、救援活動を継続的に行う必要等によりその更新が困難である場合には、航空法上の許可を受けることで、有効期間満了後も、当該航空機により、引き続き救援活動を行ってもよいこととする。	通知 平成23年3月18日	平成23年3月18日付国空機第1152号国空乗第625号東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動に従事する航空機に関する航空法上の手続の弾力的な運用について	172～173

番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.	
173	国土交通省	救援活動等に従事する航空機乗組員の航空身体検査証明の有効期間満了時の取り扱い	救援活動等に使用される航空機に関して、航空機乗組員の航空身体検査証明の有効期間が満了する場合であって、救援活動を継続的に行う必要等によりその更新が困難である場合には、航空法上の許可を受けることで、有効期間満了後も、当該航空機乗組員により、引き続き救援活動を行ってもよいこととする。	通知	平成23年3月18日	平成23年3月18日付国空機第1152号国空乗第625号東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動に従事する航空機に関する航空法上の手続の弾力的な運用について	172~173
174	国土交通省	漂流物に関する注意喚起	家屋等の漂流物との衝突を回避できない状況が発生した場合、沿海区域を越えて航行することができない船舶も緊急避難的に沿海区域を越えて航行することを認める。【措置終了】	事務連絡	平成23年3月18日	東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について(平成23年11月17日付国海安第109号国海技第110号により廃止)	174 (174の01、174の02)
175	国土交通省	国際貨物チャーター便の運用	被災地への支援物資の輸送を主たる目的として運航される国際貨物チャーター便につき、航空自由化が実現していない国・地域との間でもフォワードチャーターの運航を認めるとともに、原則運航の10日前までに行わなければならない運航の許可の申請期限を、運航の3日前までと緩和する。	通達	平成23年3月18日	平成23年3月18日付国空第3354号一國空事第872号東北地方太平洋沖地震の発生に伴う国際貨物チャーター便の運用について	175
176	国土交通省	被災地の復興を目的とする船舶に係る乗組み基準の特例	船舶職員及び小型船舶操縦者法では、個々の船舶の実情に応じて、航行の安全上支障がないと認められる範囲内で、適切な配乗を認めることができるとしているところ、今般、震災の影響に鑑み、平水区域を航行区域とする船舶が、被災地の復興作業に従事することを目的として定係港及び被災港間等を回航する場合については、平水区域に係る乗組みで沿海区域を航行することを一時的に認める。	通達	平成23年3月19日	平成23年3月19日付国海技第174号平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震災害対策に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条特例許可の取扱いについて	176
177	国土交通省	危険物荷役に係る許可手続きの簡素化	港の状況に応じ、非常時における現実的な安全対策を講じさせることにより、概ね即日許可できるよう、迅速な処理を行う。	事務連絡	平成23年3月20日	平成23年3月20日付事務連絡被災港における危険物荷役の特例について	177
178	国土交通省	被災した占有物件に係る占有の廃止及び占有料の取扱い	被災により占有物件が損壊し、明らかに占有物件としての効用を失ったと認められる場合は、占有廃止の届出があったものとみなし、被災の日をもって道路の占有を廃止するとともに、被災を受けた建物の解体、解体後の新築及び被災を受けた建物の補修に必要な工事用施設及び工事用材料の占有に係る占有料は免除することとした。	通知	平成23年3月23日	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る占有の廃止及び占有料の取扱いについて	178
179	国土交通省	津波等の被害により紛失又は使用不能となった車両の抹消登録申請時の特例的取扱	津波等の被害により紛失又は使用不能となった車両の永久抹消登録申請時に必要な情報一書面等がない場合の代替措置	通達	平成23年3月25日	平成23年3月25日付国自情第234号東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について	179
180	国土交通省	特車許可審査事務の迅速化	震災復興の観点から、特殊車両通行許可申請の「目的地」又は「出発地」が被災地周辺の場合は、最優先で処理を行う。	事務連絡	平成23年3月29日	平成23年3月29日付け「東北地方太平洋沖地震」に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについて	180
181	国土交通省	新規登録、移転登録申請時の特例的措置	特定の地域内に住所を有する者が自動車を取得する際の新規登録、移転登録に必要な書類の緩和措置。【本措置は平成23年4月18日をもって、国自情第18号の措置に移行】	通達	①平成23年3月30日 ②平成23年4月18日 ③平成24年4月18日	①平成23年3月30日付国自情第235号被災地域における新規登録等の申請について ②平成23年4月18日以降は平成23年4月18日付国自情第18号被災地域における新規登録等の申請について(国自情第235号は廃止) ③国自情第18号被災地域における新規登録等の申請について【国自情第12号により廃止】	181
182	国土交通省	災害により破損した建築物の応急の修繕に係る建築基準法の取扱い	災害により破損した建築物の応急の修繕については、建築基準法第85条第1項の規定により、災害により破損した部分の修繕であれば、工事に着手する時期にかかわらず、建築基準法令の規定は適用されないことについて周知。	通知	平成23年4月5日	平成23年4月5日付国住指第27号災害により破損した建築物の応急の修繕に係る建築基準法の取扱いについて	182
183	国土交通省	トラック輸送対策	トラック輸送力を確保することにより、特定の被災地域の支援業務及び復興支援等に安定的に対応するという観点から、緊急時の対応として、当分の間、一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車としてレンタカーを使用することを認める。	通達	平成23年4月5日	「東日本大震災の影響に伴うトラック輸送対策について」(平成23年4月5日付け自貨第12号)	183
184	国土交通省	応急仮設住宅等を建築するための開発行為等に係る開発許可制度(都市計画法)上の扱い	被災地から遠方の場所に応急仮設住宅等を建築するための開発行為等については開発許可制度上許可不要であることについて周知。	通知	平成23年4月5日	平成23年4月5日付国都開第1号被災地から遠方の場所に応急仮設住宅等を建築するための開発行為等について	184

番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
185	国土交通省	非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る景観法の取扱い	景観計画区域内における応急仮設建築物の建築、災害により破損した建築物を復旧するために行われる応急の修繕等について、景観法に定める届出義務等の適用が除外されること等について解釈を明確化し、周知。	通知 平成23年4月7日	平成23年4月7日付国都景歴第8号 非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る景観法の取扱いについて	185 (185の01、185の02)
186	国土交通省	船員手帳、雇入契約及び船員の未払い賃金の立替払い等の申請手続き	・被災した船員の再就職の円滑化に向けて船員手帳の再交付、雇入契約の確認等の取扱いを弾力的に行う。(平成24年7月1日をもって措置終了) ・船員の未払い賃金の立替払いの申請書類について負担軽減と迅速処理を行う。	通知 平成23年4月11日 事務連絡 平成24年3月27日	東北地方太平洋沖地震災害に係る船員手帳、雇入契約及び船員の未払い賃金の立替払い等の申請手続きについて 平成24年3月27日付事務連絡 東北地方太平洋沖地震に係る船員法関係事務の取扱いについて	186 (186の01、186の02)
187	国土交通省	災害査定の特例	災害復旧事業の速やかな処理を図るため、設計図書の簡素化や総合単価使用限度額の拡大等によって業務量負担を軽減する。	事務連絡 平成23年4月11日	平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の簡素化について	187 (187の01、187の02)
188	国土交通省	小型二輪自動車及び検査対象外軽自動車の新規検査等の申請(届出)に係る特例的取扱い	「被災地域における新規登録等の申請について」(平成23年3月30日付一国自情第235号)及び「東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱いについて」(平成23年3月25日付一国自情第234号)により自動車に対して行っている各種緩和措置を小型二輪自動車等についても拡大するもの。【本措置は平成24年4月18日をもって一部終了】	通達 平成23年4月18日	国自情第17号東日本大震災に伴う小型二輪自動車及び検査対象外軽自動車の新規検査等の申請(届出)に係る特例的取扱いについて【事務連絡により一部廃止】	188
189	国土交通省	自動車の新規登録等申請	平成23年3月30日付、東北運輸局自動車技術安全部長あて国自情第235号(別添)による取扱いを、被災地に住所を有する所有者または使用者が他地域で新規登録を行う際にも拡大するもの。【本措置は平成24年4月18日をもって終了】	通達 平成23年4月18日	国自情第18号被災地域における新規登録等の申請について【国自情第12号により廃止】	189
190	国土交通省	市街化調整区域への建築物の移転における、発許可制度(都市計画法)の弾力的な運用	市街化調整区域への建築物の移転において、①従前地が法令上建築禁止とされていない場合や②条例等の策定が未了の場合であっても、一定の要件を満たせば弾力的な運用をして差し支えない旨、技術的助言を行ったもの。	通知 平成23年4月19日	平成23年4月19日付国都開第2号 東日本大震災の被災者が市街化調整区域にて開発行為を行う場合の市計画法第34条第14号の規定に係る開発許可制度の運用について(技術的助言)	190
191	国土交通省	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律の制定	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁は、区域を指定し、災害発生の日から6ヶ月(延長の場合、最長で8ヶ月)まで建築の制限・禁止を行えるよう特例措置を設ける。	法律 平成23年4月29日 公布・施行	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律(平成23年法律第34号)	191
192	国土交通省	災害復旧車両等の自動車検査証の有効期間の伸長等	東北地方太平洋沖地震による被災地において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行う自動車であって、公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有するもの等について、継続検査を受けることが困難であると認められることから、当該自動車検査証の有効期間を最長で平成23年6月11日まで伸長。【同日をもって措置終了】	公示 平成23年5月10日	東北運輸局宮城運輸支局長公示第6号等	192
193	国土交通省	災害復旧・復興に係る都市公園の占有許可の取扱い	ライフラインの復旧等災害復旧・復興に係る都市公園の占有の許可に係る手続については、被災した地域の状況等に鑑み、柔軟に対応することが可能である旨、周知。	事務連絡 平成23年5月25日	平成23年5月25日付事務連絡災害復旧・復興に係る都市公園の占有許可の取扱いについて	193
194	国土交通省	警戒区域・帰還困難区域内車両の抹消登録申請時の特例的取扱い	警戒区域・帰還困難区域に放置されている車両に対しての永久抹消登録申請時に必要な「青報一書面等がない場合の代替措置	通達 平成24年4月13日	平成24年4月13日付国自情第6号 帰還困難区域に係る自動車の抹消登録手続について	194
195	国土交通省	警戒区域・帰還困難区域内小型二輪自動車及び検査対象外軽自動車の自動車検査証等の返納届出に係る特例的取扱い	「帰還困難区域に係る自動車の抹消登録手続について」(平成24年4月13日付一国自情第6号)により自動車に対して行っている緩和措置を小型二輪自動車等についても拡大するもの。	通達 平成24年4月13日	平成24年4月13日付国自情第7号 帰還困難区域に係る小型二輪自動車及び検査対象外軽自動車の自動車検査証等の返納届出について	195
196	国土交通省	新車の排出ガス規制等の特例的取扱い	平成23年9月1日より新車の新規登録時に適用される予定であった以下の規制について、震災による影響により自動車の供給に遅れが出て、このままでは適用前に供給予定であった自動車の登録ができなくなるおそれがあることから、適用時期を1ヶ月延期し、平成23年10月1日からの適用とする。 ①車両総重量3.5t超～12t以下のトラック・バス等の排出ガス規制 ②車両総重量3.5t超のトラックの前後部入り込み防止装置装着義務づけ	告示 平成23年7月6日	道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成23年7月6日国土交通省告示第725号)	196



番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
197	国土交通省	警戒区域・帰還困難区域内車両の抹消登録申請時の特例的取扱	通告	平成24年4月13日	平成24年4月13日付国自情第6号帰還困難区域に係る自動車の抹消登録手続について	197
198	国土交通省	警戒区域・帰還困難区域内小型二輪自動車及び検査対象外軽自動車の自動車検査証等の返納届出に係る特例的取扱	通告	平成24年4月13日	平成24年4月13日付国自情第7号帰還困難区域に係る小型二輪自動車及び検査対象外軽自動車の自動車検査証等の返納届出について	198
199	国土交通省・環境省	自動車NOX・PM法の特例的取扱	告示 省令	平成23年4月26日 平成23年5月12日	道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する(平成23年4月26日国土交通省告示第425号)  東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令(平成23年5月12日環境省令第9号)	199 (199の01、199の02)
200	国土交通省・環境省	消防自動車に関する自動車NOX・PM法の特例的取扱	告示 省令	平成23年9月27日  平成23年9月29日	道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する(平成23年9月27日国土交通省告示第971号)  東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令の一部を改正する令(平成23年9月29日環境省令第19号)	200 (200の01、200の02)